

質問回答

NO.	質問	回答
1	【質問1】仕様書3. 業務の内容(1)の「プロセス④審査結果の 通達」にある「環境省からの認定・非認定の判定結果を申請者へ通 達する」とありますが、申請者から非認定理由の問い合わせがあっ た場合の対応は、環境省が行うと理解してよいでしょうか。	仮に「申請者から非認定理由の問い合わせがあった場合」は、問い 合わせ内容にもよりますが、認定運営事務局業務の一環として、事 務局にて申請者とのやりとり窓口をしていただくことはあります。 なお、問い合わせの具体的な内容に応じて、環境省と相談の上で対 応することを想定しています。
2	・(別添2)仕様書3. 業務の内容(1)について 本業務において申請を受付する「最大100件程度」には、令和4年 度に実施した前後期の試行サイトは含まれますでしょうか。	令和4年度に実施した試行サイト56件(試行前期23サイト、試行後 期33サイト)は、含まれません。
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		